

平成30年度

菊陽町定期監査結果報告書

平成30年12月

菊陽町監査委員

平成30年度菊陽町定期監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成30年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により報告します。

平成30年12月21日

菊陽町監査委員 橋本 輝也

菊陽町監査委員 吉山 哲也

第1 監査の概要

1. 監査の対象

- (1) 平成30年度一般会計及び各特別会計に関する予算及び事務事業の執行状況
- (2) 平成30年度下水道事業会計に関する予算及び事務事業の執行状況
- (3) 財産及び備品等の管理状況
- (4) 事務処理全般の帳簿・証憑等の整理状況

2. 監査実施期日

平成30年10月30日から平成30年11月27日までのうち10日間

実施年月日		監査実施対象機関名
10月30日	火	環境生活課、町民課、人権教育・啓発課、議会事務局・監査
11月6日	火	学務課、下水道課
11月7日	水	菊陽北小学校、菊陽西小学校、生涯学習課、中央公民館
11月9日	金	建設課、学務課、武蔵ヶ丘第二保育園、武蔵ヶ丘コミュニティセンター
11月14日	水	税務課、介護保険課、農業委員会
11月15日	木	総合政策課、商工振興課、福祉課
11月20日	火	健康・保険課、都市計画課
11月21日	水	会計課
11月22日	木	農政課、総務課
11月26日	月	財政課、子育て支援課

3. 監査の実施場所

・書類監査

菊陽町役場別館監査委員室及び各出先機関施設内会議室等

第2 監査の方法及び結果

1. 監査の方法

監査は、地方自治法第2条第2項に定める本町事務事業の執行と管理・運営が、同法第199条第3項を念頭に、その当該年度予算が合法的で適正かつ効率的に執行されているかを、下記(1)監査の着眼点、(2)各課の実施機関別提出書類に基づき、担当課長をはじめとする関係職員に説明を求め、必要に応じ関係書類を確認する方法にて監査を実施した。

記

(1) 監査の着眼点

- ① 財政の収支均衡と健全性維持のもと、歳入歳出予算の執行が適正に行われているか。
- ② 経費が予算の目的に従い、効率的・効果的に執行されているか。
- ③ 施設及び備品の管理は適正に行われているか。
- ④ 物品購入、委託業務及び工事請負等に関する事務手続きは適正に行われているか

(2) 実施機関別提出書類

- ① 平成30年度定期監査調書
- ② 予算及び事業の執行状況に関する簿冊
- ③ 契約書等の整理簿冊
- ④ 収入に関する整理簿冊
- ⑤ 財産及び物品の管理状況に関する簿冊
- ⑥ 各係の事務に関する書類
- ⑦ 平成30年度の各種団体等への補助金交付に関する書類
- ⑧ 各種会議録
- ⑨ 出張・復命に関する書類
- ⑩ 小・中学校の実験用薬品等の保管状況
- ⑪ 保育所、小・中学校の防犯体制関係書類
- ⑫ 保育所、小学校、公園の遊具点検関係書類
- ⑬ 保育所の健康・衛生管理体制関係書類
- ⑭ その他の必要書類

また、各課の分掌事務については、その執行事務の重要性や相対的危険性を評価するため、定期監査調査（当初予算現額、収入・支出済額、構成比、補正額、対前年度比較額、収入・支出率等の一覧表）の提出を求め、それに基づき可能な限り関係書類について「標準町村監査基準」第23条に基づいた実施手続（照合、実査、質問、確認等）に則した監査を行っている。

なお、監査にあたっては、可能な限り関係書類の閲覧、照合等が行えるよう、事務執行内容が類似する小・中学校、保育所及び西部支所をはじめとした出先機関は、次に示す「監査ローテーション計画」を策定し監査を行っている。

また、地方公営企業法の財務規定が適用されている下水道事業については、地方公営企業法第40条の2に規定の「上半期業務状況報告書」を検証する方法で監査を行っている。

「 監査ローテーション計画 」

監査の基準		平成31年度 監査予定	平成32年度(仮称) 監査予定
中学校2校	1校/年	武蔵ヶ丘中	菊陽中
小学校6校	1~2校/年	武蔵ヶ丘小	菊陽中部小
			-
保育所・ 幼稚園7園	1~2園/年	白鈴園	さくら園
		-	-
町の出先 機関9施設	1~2施設/年	図書館	三里木町民C
		西部支所	中央公民館

『C』は『センター』の略称 『CC』は『コミュニティセンター』の略称

2. 監査の結果

今回の定期監査については、前年度決算審査や例月出納検査調書との整合性等も念頭に置き監査を行っている。

各事業の財務に関する事務執行及び経営事業管理は関係法令に従い、概ね適正に処理されているものと認められた。また、地方公営企業法適用の下水道事業についても各事業運営に関する財務及び経営・管理については概ね適正に処理されているものと認められた。

なお、監査に際し軽微な指摘・改善事項については、その都度、口頭での是正・改善等適切な処理が行われるよう意見を述べている。

今後の予算の執行にあたっては、国の経済再生と財政健全化等の諸方策等で厳しい財政運営が想定されるが、「地方自治法等の一部を改正する法律」が成立し、平成32年4月1日（一部は平成30年4月1日）の施行となっており、地方公共団体等における適正な事務処理等の確保並びに組織及び運営の合理化が促進されるため、今後の行政運営に大きな影響があることが想定される。

従って、各課においても現在及び今後の事務処理執行に対し、懸念事項、検討事項や改善事項がないか再検証し、地方自治体の目的である「住民福祉の増進」に努めていただくようお願いしたい。